

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、次のとおり令和元年度消防設備士に対する講習を実施するので、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目（平成16年9月29日消防庁告示第25号）第4の1の規定に基づき、公示する。

令和元年7月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 講習の実施区分

講習区分	対象となる免状の種類
消火設備	第1類の甲・乙種消防設備士、第2類の甲・乙種消防設備士、第3類の甲・乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲・乙種消防設備士及び第7類の乙種消防設備士
避難設備・ 消火器	第5類の甲・乙種消防設備士及び第6類の乙種消防設備士

2 講習日時及び場所

講習区分	日 時	場 所
消火設備	令和元年9月3日（火）午前9時から午後5時まで	秋田市山王七丁目3番1号 秋田市文化会館
警報設備	令和元年9月4日（水）又は5日（木）午前9時から午後5時まで	
避難設備・ 消火器	令和元年9月6日（金）午前9時から午後5時まで	

3 受講対象者

消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者又は上記の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者

4 受講申請書の配布場所

一般社団法人秋田県消防設備協会（秋田市中通六丁目7番9号 秋田県畜産会館3階）又は各消防本部予防担当課

5 受講申請書の受付

(1) 受付期間等

土曜日及び日曜日を除き、令和元年8月2日（金）から同月9日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

一般社団法人秋田県消防設備協会

(3) 提出書類

受講申請書、受講票及び消防設備士免状の写し

6 受講手数料

(1) 受講手数料の額

7,000円

(2) 納付方法

受講申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

7 講習についての問合せ先

一般社団法人秋田県消防設備協会（電話018-835-5880）